

天草地域職員住宅集約化推進事業

募集要項

令和7年（2025年）7月30日

熊 本 県

目 次

1	募集要項の位置づけ	2
2	事業の内容に関する事項	3
	(1) 事業名称	3
	(2) 事業に供される公共施設の種類	3
	(3) 公共施設等の管理者の名称	3
	(4) 事業目的	3
	(5) 事業範囲	4
	(6) 事業方式	5
	(7) P F I 事業者の収入及び負担等	5
	(8) 事業期間	6
	(9) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等	6
3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
	(1) 民間事業者の選定に関する基本的事項	7
	(2) 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項	9
	(3) 提案上限額等	12
	(4) 応募者の備えるべき参加資格要件	13
	(5) 応募に関する注意事項	17
	(6) 事業契約の手続き	19
4	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
	(1) 基本的考え方	20
	(2) 予想されるリスクと責任分担	20
	(3) 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	20
	(4) モニタリングの結果の活用	20
	(5) 事業期間中の事業者と県の関わり	20
	(6) 事業終了後の措置	20
5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
	(1) 基本的な考え方	21
	(2) 管轄裁判所の指定	21
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
	(1) 特定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
	(2) 県の責めに帰すべき事由により特定事業の継続が困難となった場合	22
	(3) いずれの責めにも帰さない事由により特定事業の継続が困難となった場合	22
	(4) 余剰地活用事業の継続が困難となった場合	22
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
	(1) 法制上及び税制上の措置	23
	(2) 財政上及び金融上の支援	23
	(3) その他の支援に関する事項	23
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24

(1) 議会の議決	24
(2) 県からの提示資料の取扱い	24
(3) 応募に伴う費用負担	24
(4) 本事業に関する県の担当部署	24

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

【本事業】	: 「天草地域職員住宅集約化推進事業」をいう。
【P F I】	: Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法をいう。
【P F I 法】	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
【P F I 事業者】	: 特定事業者と余剰地活用事業者をいう。
【特定事業者】	: P F I 法第 7 条に基づく特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する事業者であり、特定事業の実施に際して熊本県（以下「県」という。）と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
【余剰地活用事業者】	: 余剰地活用事業（付帯事業）を実施する事業者であり、県と売買契約又は定期借地権設定契約を締結する者をいう。
【建替住宅等】	: 新たに整備する職員住宅及びその附帯施設をいう。
【改修住宅等】	: 改修する既存職員住宅及びその附帯施設をいう。
【事業契約書】	: P F I 法第 14 条第 1 項にいう公共施設等の管理者等である県と特定事業者との間で締結する事業契約書をいう。
【売買等契約書】	: 県と余剰地活用事業者との間で締結する売買契約書又は定期借地権設定契約書をいう。
【優先交渉権者】	: 審査委員会から最優秀提案者として選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県が決定した者をいう。
【応募者】	: 施設の設計、建設、改修、工事監理、維持管理、入居者移転支援及び余剰地活用の能力を有し、本事業に参加する複数の事業者で構成されるグループをいう。
【代表事業者】	: 応募者の代表として応募手続きを行う構成事業者をいう。
【S P C】	: 基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する特別目的会社をいう。
【構成事業者】	: 応募者を構成する事業者のうち、S P Cに出資を行う者をいう。ただし、余剰地活用事業者については S P C への出資を必須としない。
【協力事業者】	: 応募者を構成する事業者のうち、S P Cに出資を行わない者（余剰地活用事業者を除く。）をいう。
【資格審査書類】	: 参加表明書及び参加資格審査申請書をいう。
【審査委員会】	: 「熊本県天草地域職員住宅集約化推進事業審査委員会」をいう。
【提案価格】	: 応募者が提案した特定事業の実施に係る対価をいう。
【事業提案書】	: 本事業に関する事業計画の内容を記載した書類及び図書で、応募者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出したものをいう。
【実施方針等】	: 実施方針の公表の際に県が公表した書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付書類をいう。
【募集要項等】	: 公募の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業仮契約書（案）、売買契約書（案）、定期借地権設定契約書（案）等をいう。（募集要項等に関する質疑回答を含む）
【要求水準】	: 本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準をいう。

1 募集要項の位置づけ

この募集要項は、県が、P F I 法に基づき特定事業として選定した本事業を実施するにあたり、P F I 事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するために公表するものである。

よって、本事業への参加を希望する民間事業者は、次の書類を含む募集要項等の内容を踏まえ、公募に参加するものとする。

- ・ 別添資料 1：要求水準書
- ・ 別添資料 2：事業者選定基準
- ・ 別添資料 3：様式集
- ・ 別添資料 4：サービス対価の算定、支払及び改定方法
- ・ 別添資料 5：モニタリング及び改善要求措置並びに対価の減額手続等
- ・ 別添資料 6：基本協定書（案）
- ・ 別添資料 7：事業仮契約書（案）
- ・ 別添資料 8：県有財産売買契約書（案）
- ・ 別添資料 9：定期借地権設定契約書（案）

なお、募集要項等と公表済みの実施方針、要求水準書（案）（令和 7 年 3 月 28 日公表）、実施方針等に関する質問及び回答（令和 7 年 5 月 15 日公表）に相違がある場合は、募集要項等の内容を優先するものとする。

また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に対する質問回答によることとする。

2 事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

天草地域職員住宅集約化推進事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

ア 施設等の種類

以下イに示す職員住宅及びその附帯施設（以下「本施設」という。）

イ 施設等の所在等

対象施設は、以下のとおり（詳細は、別紙1「職員住宅一覧」参照）

敷地 番号	住宅 番号	名称	所在地	戸数
1	1	本渡広瀬職員住宅	天草市本渡町広瀬字志登ノ平360番1	12
	2	本渡広瀬第3職員住宅	天草市本渡町広瀬字志登ノ平360番1	4
2	3	本渡広瀬第2職員住宅	天草市本渡町広瀬字志登ノ平371番	12
	4	本渡広瀬第4職員住宅	天草市本渡町広瀬字志登ノ平371番	6
3	5	本渡広瀬第5職員住宅	天草市本渡町広瀬字下友177番	10
	6	本渡職員住宅	天草市本渡町広瀬字下友177番	32
4	7	本渡港町職員住宅	天草市港町19-1	50
5	8	教職員本渡第一住宅	天草市本渡町広瀬字代官田102番	40
6	9	教職員本渡第三住宅	天草市亀場町亀川字浜田尻123番12	15
8	1 1	職員住宅（八幡町）A	天草市八幡町	16
	1 3	職員住宅（八幡町）B	天草市八幡町	12
9	1 2	職員住宅（広瀬）	天草市本渡町	32
				241

(3) 公共施設等の管理者の名称

熊本県知事 木村 敬

熊本県教育長 越猪 浩樹

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

(4) 事業目的

本事業は、老朽化が進む天草地域の職員住宅を再整備し、廃止する職員住宅の余剰地活用を実施するものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、良質かつ低廉なサービスの提供及び民間の事業機会の創出、県有財産の有効活用による天草地域の活性化を図ることを目的として行う。

本事業の対象となる職員住宅は、今後とも適正に維持管理を行い、有効に活用していくことが求められている。一方、建物・設備の老朽化や居住環境としての魅力の低下、世帯構成と住戸形態のミスマッチといった課題が生じている。今後の職員住宅の再整備に向けては、耐用年数を経過した職員住宅の建替えと、更新時期にある職員住宅の長寿命化対策や居住環境の魅力向上のための改修等を一体的に実施していく必要がある。

また、本事業は、PFI法に基づき、本施設の整備に係る設計、施工及び維持管理等をPFI事業として一体的に実施することを想定しており、PFI事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

(5) 事業範囲

本事業は、建替住宅等の整備用地（敷地番号1又は3の一部）における既存職員住宅等の解体撤去及び建替住宅等の整備並びに既存職員住宅等（住宅番号6、7、8、12、13）の改修を行い、事業期間中に係る維持管理業務を実施する。また、職員住宅の廃止に伴い、敷地番号1若しくは3の一部並びに敷地番号2、6及び8の一部においては、県から売却又は定期借地権の設定を受け、自己の責任及び費用において民間収益施設の整備、運営等を行うことができる。（別紙2「敷地図面」参照）

本事業で、PFI事業者が行う主な業務は次のとおりである。具体的な事項については、要求水準書において提示する。

① 特定事業

ア 建替住宅等整備業務

- （ア）設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）
- （イ）建設工事業務（工事及び必要となる調査、手続き、近隣対策、電波障害対策等）
- （ウ）工事監理業務
- （エ）建替住宅等の整備用地における既存職員住宅等の解体撤去業務
- （オ）その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 改修業務

- （ア）改修設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）
- （イ）改修工事業務（工事及び必要となる調査、手続き、近隣対策、電波障害対策等）
- （ウ）工事監理業務
- （エ）その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- （ア）一般管理業務（入退去管理、鍵の管理、定期巡回、防火管理等）
- （イ）設備保守管理業務（給水設備保守点検、消防設備点検、建築物及び建築設備点検等）
- （ウ）維持修繕等業務（不具合・修繕対応等）
- （エ）諸届対応業務（自動車保管場所承諾等）

エ 入居者移転支援業務

- （ア）退去支援業務
- （イ）その他支援業務

② 余剰地活用事業（付帯事業）

ア 余剰地活用業務

職員住宅の廃止に伴う余剰地及び既存職員住宅等について、民間独立採算に基づく民間事業を行う。

余剰地活用事業者は、余剰地を取得する場合には県と別途売買契約を締結し、余剰地を定期借地する場合には県と別途定期借地権設定契約を締結することとする。

（６）事業方式

ア P F I 方式

建替住宅等については、特定事業者が施設の建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理業務を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate）とし、改修住宅等については、特定事業者が施設の改修を行った後、維持管理業務を行う方式（R O : Rehabilitate-Operate）とする。

イ 民間収益方式

余剰地活用事業者は、職員住宅の廃止に伴う余剰地において、事業提案に基づき、自らの責任と負担により、民間収益施設の設計、建設、維持管理及び運営を行うことができるものとする。

民間収益事業を実施するにあたっては、以下の２つの方式により実施することができる。

（ア）土地を土地売買契約により取得し、民間収益事業を実施する方式。

（イ）借地借家法（平成３年法律第 90 号）第 22 条に定める定期借地権（一般定期借地権）又は第 23 条に定める定期借地権（事業用定期借地権）を設定し、有償にて賃借した上で、民間収益事業を実施する方式。

（７）P F I 事業者の収入及び負担等

ア 特定事業者の収入

特定事業者に対する支払いは、特定事業に係る設計及び建設等に係る対価と維持管理業務に係る対価から成り、県はこれらの支払いにおいて債務負担行為を設定する。当該設計及び建設等に係る対価については、事業期間中に、県は特定事業者に対して事業契約書に定めるとおり毎年均等額を割賦により支払う。また、維持管理業務に係る対価については、供用開始から事業期間中に、県は特定事業者に対して事業契約書に定める期間毎に実施する業務内容に応じた額を支払う。

イ P F I 事業者の負担

特定事業者は、本事業に係る設計及び建設等に係る対価について県からの支払いがあるまでの間、負担するものとする。

余剰地活用事業者は、自ら提案した余剰地の取得費用又は借地料を県に支払うものとする。また、余剰地活用事業者は自らの費用負担にて、余剰地活用事業を実施するものとする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

日 程	内 容
令和 7 年（2025 年）12 月	優先交渉権者との基本協定の締結
令和 8 年（2026 年）1 月	特定事業者との事業契約の仮契約の締結
令和 8 年（2026 年）3 月	特定事業者との事業契約の本契約の締結 （2 月議会に上程）
事業契約の議会の議決日 ～建替住宅等の引渡日	建替住宅等の設計・建設期間 （確認申請等含む）
事業者の提案による※	建替住宅等の引渡日（所有権移転）
事業契約の議会の議決日 ～改修住宅等の引渡日	改修住宅等の設計・改修期間
事業者の提案による※	改修住宅等の引渡日
建替住宅等又は改修住宅等の引渡日 ～令和 33 年（2051 年）3 月	建替住宅等及び改修住宅等の維持管理・運営 期間
令和 11 年（2029 年）3 月まで	余剰地活用事業（付帯事業）に係る売買契約 の締結又は定期借地権設定契約の締結
令和 11 年（2029 年）4 月～	余剰地活用期間

※事業者は提案により引渡日を設定することができる。

(9) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、P F I 事業者は関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし、準備すること。

3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、民間事業者に委ねる各業務を通じて、民間事業者の効率的・効果的かつ安定的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、PFI事業者の選定にあたっては、設計能力、建設・改修能力、維持管理・運営能力及び余剰地活用能力等を総合的に評価することとする。

イ 選定の方法

本事業におけるPFI事業者の募集及び選定にあたっては、競争性・透明性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

ウ 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

(ア) 資格審査

応募者から提出された資格審査書類を基に、参加資格要件を満たしているか審査を行う。

(イ) 提案審査

資格審査の結果、参加資格があると認められた者（以下「資格審査通過者」という。）から提出された事業提案書を基に、以下の内容について審査を行う。

a 提案価格

b 募集要項と併せて公表する事業者選定基準に基づく総合的な提案内容

エ 審査委員会の設置

県は、最優秀提案者の選定にあたって学識経験者等から構成される審査委員会を設置する。
なお、審査委員会の委員については、以下のとおりである。

氏名（敬称略）	所属機関（団体）名
有田 知樹	熊本県総務部総務私学局財産経営課長
石阪 重徳	熊本県警察本部会計課長
植田 伸広	天草市総合政策部長
岸良 優太	熊本県教育庁教育政策課長
工藤 晃	熊本県総務部総務私学局長
佐藤 哲	公立大学法人熊本県立大学環境共生学部 准教授
田中 尚人	国立大学法人熊本大学大学院先端科学研究部 准教授
西村 正治	天草経済開発同友会 副会長
帆足 朋和	熊本県総務部総務私学局総務厚生課長

（委員の順序は五十音順で掲載）

オ 委員への接触の禁止

応募者やそれと同一と判断される団体等が、募集要項公表後から本事業の最優秀提案者の選定までの間に、審査委員会の各委員に面談を求めたり、応募者のPR資料を提出したりするなどによって、自己を有利に又は他の応募者を不利にするよう働きかけることを禁止する。また、審査委員会での協議内容等について聴取することも禁止する。

これらの禁止事項に抵触したと審査委員会又は県が判断した場合には、当該応募者は参加資格を失うものとする。

カ 提案にあたっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案すること。

(イ) 費用負担等

事業提案書の作成及び提出等、応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(ウ) 提案の辞退

資格審査を受けた応募者が、参加を辞退する場合は、事業提案書の提出期限までに「別添資料3：様式集」様式2-10の辞退届を提出すること。

(エ) 公正な公募

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(オ) 公募の中止・延期

公募型プロポーザルの妨害又は談合行為等の疑いがあるとき、不正又は不誠実な行為等により公募型プロポーザルを公正に執行できないと認められるとき、又は応募者が無いときは、再募集又は公募型プロポーザルの取り止め等の対処を図る場合がある。

(キ) 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項

ア 民間事業者の募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

日 程	内 容
令和7年(2025年)7月30日(水)	募集要項等の公表
令和7年(2025年)8月1日(金)	現地説明会の開催
令和7年(2025年)7月30日(水) ～8月12日(火)	募集要項等に関する質問の受付
令和7年(2025年)8月22日(金)	募集要項等に関する質問に対する回答及び公表
令和7年(2025年)9月8日(月) ～9月19日(金)	資格審査書類の受付
令和7年(2025年)10月3日(金)	資格審査の結果通知
令和7年(2025年)10月27日(月) ～11月7日(金)	事業提案書の受付
令和7年(2025年)11月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和7年(2025年)12月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和7年(2025年)12月下旬	優先交渉権者(PFI事業者)との基本協定締結
令和8年(2026年)1月	特定事業者との事業契約の仮契約締結
令和8年(2026年)3月	特定事業者との事業契約の本契約締結(2月議会に上程)

イ 現地説明会の開催

県は、募集要項等の内容について、以下のとおり現地説明会を開催する。

現地説明会への参加は、応募の必須条件ではないが、応募を希望する者は可能な限り出席すること。

多数の参加希望があった場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うことがある。なお、当日は、募集要項等を配布しないので、各自持参すること。

(ア) 開催日時

令和7年(2025年)8月1日(金) 午前9時～午後5時(予定)

(イ) 開催場所

熊本県天草広域本部(天草市今釜新町 3530)(予定)

(参加申込者には、後日正式な集合場所、スケジュール、駐車場等の案内を連絡する。)

(ウ) 参加申込方法

現地説明会への参加を希望する事業者は、申込期間内に「現地説明会参加申込書(様式1-1)」に必要事項を記入の上、電子メールにて以下の申込先に提出すること。件名には「現地説明会参加申込(事業者名)」と明記すること。

なお、送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(エ) 申込先

「8(4)」を参照

(オ) 申込期限

令和7年(2025年)7月30日(水) 午後5時まで

ウ 募集要項等に関する質問・意見の受付、回答及び公表

事業者は、以下により募集要項等に関する質問・意見を行うことができる。

(ア) 提出方法

事業者は、「募集要項等に関する質問・意見書」(様式 1-2) に必要事項を記載の上、当該電子ファイル(エクセルファイル)を電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「募集要項等に関する質問・意見(事業者名)」と明記すること。

なお、電子メールの送信後は電話にて受信確認を行うこと。

提出期限までに提出がなかった場合は質問がなかったものとみなす。

(イ) 受付期間

令和 7 年(2025 年) 8 月 12 日(火) 午後 5 時まで

(ウ) 提出先

「8(4)」を参照

(エ) 募集要項等に関する質問・意見に対する回答及び公表

質問・意見に対する回答は、県ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和 7 年(2025 年) 8 月 22 日(金)(予定)

エ 募集要項等の変更

事業者からの質問・意見を受けて、募集要項等の内容を変更することがある。

なお、募集要項等を変更した場合は、その内容を県のホームページにおいて、速やかに公表する。

オ 参考資料の配布

県は、希望者に対して、以下に示す参考資料を配布する。

(ア) 配布資料

参考資料 1：既存建物の図面関係資料

参考資料 2：既存建物の定期点検調査関係資料

参考資料 3：建替整備用地及び余剰地の地籍測量図

参考資料 4：職員住宅の入居状況関係資料

(イ) 配布期間

令和 7 年(2025 年) 8 月 22 日(金) まで

(ウ) 申込先及び配布場所

「8(4)」の担当部署又は天草警察署

(エ) 配布方法

参考資料の配布を希望する事業者は、配布期間内に「参考資料配布申込書(様式 1-3)」に必要事項を記入の上、電子メールにて以下の申込先に提出すること。件名には「参考資料配布申込(事業者名)」と明記すること。

なお、送信後、電話にて受信確認を行うこと。

カ 資格審査書類の受付

応募者は、構成事業者名を記載した資格審査書類を以下のとおり提出し、構成事業者の資格審査を受けることとする。

県は、これらの提出を受け、応募者の提案受付番号を代表事業者に通知する。

なお、応募を辞退した場合に、今後、県の行う業務において不利益な扱いはされない。

(ア) 受付期間

令和 7 年（2025 年）9 月 8 日（月）～9 月 19 日（金）午後 5 時まで

(イ) 提出場所

「8（4）」を参照

(ウ) 提出方法

提出日時を事前連絡の上、必要部数を持参により提出すること。

(エ) 提出書類

「別添資料 3：様式集（様式 2-1～2-9）」を参照

キ 資格審査の結果通知

資格審査の結果を令和 7 年（2025 年）10 月 3 日（金）までに代表事業者に書面で通知する。

ク 資格審査通過者以外の者に対する理由の説明

資格審査通過者以外の者は、参加資格があると認められなかった理由について、令和 7 年（2025 年）10 月 17 日（金）午後 5 時までに書面を持参により提出することで、県に説明を求めることができる。県は、令和 7 年（2025 年）10 月 31 日（金）を目途に回答する。

ケ 事業提案書の受付

資格審査通過者は、提案価格や提案内容を記載した事業提案書を以下のとおり提出することとする。

(ア) 受付期間

令和 7 年 10 月 27 日（月）～11 月 7 日（金）午後 5 時まで

(イ) 提出場所

「8（4）」を参照

(ウ) 提出方法

提出日時を事前連絡の上、必要部数を持参により提出すること。

(エ) 提出書類

「別添資料 3：様式集（様式 3-1～3-31）」を参照

コ プレゼンテーション及びヒアリング

選定にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査委員会への提案内容の説明を求める予定である。

また、審査委員会への説明に際し、模型及び動画を用いることは不可とする。

なお、詳細については、応募者に対して通知するものとする。

サ 優先交渉権者の決定及び公表

県は、審査委員会による最優秀提案者の選定を受けて、優先交渉権者を決定する。

県が優先交渉権者を決定した場合は、プレゼンテーションを行った応募者に対して審査結果を通知するとともに、審査結果について県のホームページに公表する。

なお、優先交渉権者と契約を締結しないときは、次点交渉権者と契約に向けた協議に入るものとする。

(3) 提案上限額等

ア サービス対価上限額

本事業におけるサービス対価上限額は、以下のとおりである。提案にあたっては以下の金額以下とすること。

提案上限額： 2, 064, 860, 000円

(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)

イ 余剰地の参考売却価格

余剰地活用業務に係る余剰地の購入額については、以下に示す参考売却価格を目安として提案すること。

余剰地①(敷地番号1) 参考売却価格： 15, 000円/㎡

余剰地②(敷地番号2) 参考売却価格： 13, 500円/㎡

余剰地③(敷地番号3) 参考売却価格： 16, 600円/㎡

余剰地④(敷地番号6) 参考売却価格： 8, 600円/㎡

余剰地⑤(敷地番号8) 参考売却価格： 25, 500円/㎡

ウ 余剰地の参考貸付料

余剰地活用業務に係る余剰地の賃借料については、以下に示す参考貸付料を目安として提案すること。

余剰地①(敷地番号1) 参考貸付料： 84円/㎡・月

余剰地②(敷地番号2) 参考貸付料： 77円/㎡・月

余剰地③(敷地番号3) 参考貸付料： 73円/㎡・月

余剰地④(敷地番号6) 参考貸付料： 91円/㎡・月

余剰地⑤(敷地番号8) 参考貸付料： 122円/㎡・月

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

(ア) 応募者の構成

- a 応募者は、本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の事業者により構成されるグループとすること。
- b 応募者は、代表事業者を定めることし、次のイ（イ） bに定める建設業務又は改修業務に当たる者もしくは同 d に定める維持管理業務に当たる者に限るものとする。代表事業者は、本事業に係る資格審査の申請、入札手続き及び落札者となった場合の契約協議など県との調整・協議等における窓口役を担う。

(イ) 複数業務について

構成事業者のうち、「イ（イ） a ～ f」の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務に当たる者は建設業務又は改修業務に当たる者を兼ねることはできないものとし、資本関係又は人的関係において次に掲げる a ～ e のいずれかに該当する者でないこととする。

- a 工事監理業務に当たる者が建設業務又は改修業務に当たる者の発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- b 工事監理業務に当たる者が建設業務又は改修業務に当たる者の資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- c 建設業務又は改修業務に当たる者が工事監理業務に当たる者の発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- d 建設業務又は改修業務に当たる者が工事監理業務に当たる者の資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- e 工事監理業務に当たる者において代表権を有する役員が、建設業務又は改修業務に当たる者の代表権を有する役員を兼ねていること。

(ウ) S P C の設立について

P F I 事業者は S P C を設立すること。応募者の構成事業者は、S P C に出資を行うこと。ただし、構成事業者のうち、余剰地活用事業者については S P C への出資を必須としない。

- a 代表事業者は、S P C への出資者のうち最大の出資を行うこと。
- b 構成事業者は、本事業が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、県の事前による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
- c 事業契約の仮契約の締結までに設立すること。
- d S P C から直接業務を受託することができるのは、構成事業者及び協力事業者のみとすること。
- e S P C は熊本県内に設立すること。

(エ) 構成事業者の変更等について

資格審査書類の受付日後においては、原則として応募者の構成事業者の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承認を条件として応募者の構成事業者（ただし、代表事業者を除く。）の変更・追加ができるものとする。

(オ) 複数応募の禁止

応募者の構成事業者で、これらの事業者と資本面又は人事面において関係のある者は、他の

提案を行う応募者の構成事業者になることはできない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該事業者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該事業者の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(カ) その他

応募者は、応募者の構成事業者が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、参加表明等の提出時に構成事業者の事業者名を明記し、必ず代表事業者が応募手続きを行うとともに、県との対応窓口となること。

イ 応募者の参加資格要件

応募者の構成事業者及び協力事業者は、次の参加資格要件を満たすこと。

(ア) 応募者の参加資格要件（共通）

- a 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生（更生）計画認可の決定を受けていること。
- b 法人等の代表者（役員を含む）が、次の（a）又は（b）のいずれにも該当しないこと。
 - （a）破産者で復権を得ない者
 - （b）禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- c 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事実がないこと。
- d 消費税及び地方消費税並びに熊本県税に滞納がないこと。
- e 賃金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- f 熊本県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月 22 日条例第 52 号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- g 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 5 年告示第 243 号）及び熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年告示第 811 号）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- h 熊本県中小企業振興基本条例（平成 19 年条例第 39 号）に基づき、原則として熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- i 本業務を一括再委託しない者であること。
- j 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- k その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- l 本事業に係るアドバイザリー業務を受託した者、当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者に該当しないこと。本事業に関し、県のアドバイザリー業務を受託した者は次のとおりである。

・株式会社地域経済研究所 九州事務所

・株式会社地域経済研究所が本アドバイザリー業務の一部を委託している株式会社アービカ

ルネット、弁護士法人御堂筋法律事務所及び楠会計事務所

- m 審査委員会の委員、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者に該当しないこと。

(イ) 応募者の参加資格要件（業務別）

応募者は、事業を適切に実施できる能力（技術・実績・資金・信用等）を備える者であり、資格審査書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

a 設計業務（改修設計業務を含む。以下同じ。）に当たる者

設計業務に当たる者は構成事業者又は協力事業者とし、以下の（a）～（c）の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者は（a）～（c）の要件を満たし、他の者は（a）、（b）を満たすこと。

- （a）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （b）公募を行う年度に、熊本県調査・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること。
- （c）平成27（2015年）年4月1日以降（過去10年の間）に、新築による延床面積1,000㎡以上の建築物の実設計業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。

b 建設業務又は改修業務に当たる者

建設業務又は改修業務に当たる者は構成事業者とし、以下の（a）～（e）の要件を満たすこと。ただし、建設業務又は改修業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は（a）～（d）もしくは（a）～（c）、（e）の要件を満たし、他の者は（a）～（c）を満たすこと。なお、（a）～（e）の要件を満たす構成事業者を1者含むことで、他の者は協力事業者とすることも可能とする。

- （a）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。
- （b）熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づく名簿に登載されていること。
- （c）熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づく公募を行う年度の建築一式工事の格付等級がA1又は経営事項審査の総合評定値が1200点以上であること。
- （d）平成27年（2015年）4月1日以降（過去10年の間）に、新築による延床面積1,000㎡以上の建築物の建設工事の実績を有すること。なお、共同企業体の構成事業者としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。
- （e）平成27年（2015年）4月1日以降（過去10年の間）に、延床面積300㎡以上の建築物の改修工事の実績を有すること。なお、共同企業体の構成事業者としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

c 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成事業者又は協力事業者とし、以下の（a）～（c）の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は（a）～（c）の要件を満たし、他の者は（a）、（b）を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 公募を行う年度に、熊本県調査・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること。
- (c) 平成 27 年（2015 年）4 月 1 日以降（過去 10 年の間）に、新築による延床面積 1,000 m²以上の建築物の実施設計業務、又は工事監理業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。

d 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成事業者とし、以下の（a）、（b）の要件を満たすこと。維持管理業務に当たる者が複数である場合は、すべての維持管理業務に当たる者が以下の（a）、（b）の要件を満たすこと。

- (a) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年告示第 521 号）に基づく入札参加資格を有すること。
- (b) 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録等）及び資格者を有すること。

e 入居者移転支援業務に当たる者

入居者移転支援業務に当たる者は構成事業者又は協力事業者とし、以下の要件を満たすこと。入居者移転支援業務に当たる者が複数である場合は、すべての入居者移転支援業務に当たる者が以下の（a）、（b）の要件を満たすこと。

- (a) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年告示第 521 号）に基づく入札参加資格を有すること。
- (b) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による宅地建物取引業者の免許を有すること。

f 余剰地活用事業者

余剰地活用事業者は構成事業者とし、提案する内容と同種又はそれに近い事業を行った実績を有する者であること。なお、複数の者で業務を分担する場合は、総括する者を置くものとする。

(ウ) 県の入札参加資格を有さない者の参加

県の有資格者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、資格審査書類の提出期限までに登録認定を受けていること。登録を認められなかった場合は、参加資格を欠くものとする。

(エ) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は資格審査書類受付日とする。

(オ) 資格審査書類の受付日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた応募者の構成事業者が、資格審査書類の受付日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- a 参加資格確認基準日の翌日から事業提案書提出日までの間、応募者の構成事業者のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は本応募に参加できない。ただし、代表事業者以外の構成事業者が参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者は、参加資格を欠いた構成事業者に代わって、参加資格を有する構成事業者を補充し、参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、本応募に参加できるものとする。
- b 事業提案書提出日の翌日からPFI事業者決定日までの間、応募者の構成事業者が参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該応募者をPFI事業者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表事業者以外の構成事業者が参加資格を欠くに至った場合で、当該応募者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって、参加資格を有する構成事業者を補充し、県が参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格を欠いた日とする。
- c 事業契約に係る議会の議決日までの間、PFI事業者の構成事業者が参加資格要件を欠くに至った場合、県は特定事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県はPFI事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表事業者以外の構成事業者が参加資格を欠くに至った場合で、当該PFI事業者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって、参加資格を有する構成事業者を補充し、県が参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該特定事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格を欠いた日とする。

（５）応募に関する注意事項

ア 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

（ア）著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、県は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

（イ）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、アプリケーションソフトウェア、サービス提供方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ただし、県が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、県が費用を負担する。

(ウ) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出書類の変更を行うことはできない。

(オ) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

イ 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

ウ 応募に当たっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、応募すること。

(イ) 費用負担等

事業提案書の作成及び提出等の募集に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(ウ) 応募の棄権及び辞退

資格審査通過者が、事業提案書の提出期限までに提出しない場合は、棄権したものとみなす。

参加資格の確認結果の通知を送付された応募者が応募を辞退する場合は、辞退届（様式 2-10）を提出すること。

(エ) 公正な募集の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を実施できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は募集を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(オ) 募集の中止・延期

募集が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集を延期し、又は取りやめることがある。

(カ) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ・参加資格がない者による応募
- ・代表事業者以外の者による応募
- ・事業提案書に虚偽の記載をした者による応募
- ・記名押印のない事業提案書による応募
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ・応募者及びその代理人のした2以上の応募
- ・その他募集に関する条件に違反した応募

（６）事業契約の手続き

ア 基本協定の締結

優先交渉権者は、県を相手方として、「別添資料６：基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならない。

イ 契約手続きにおける交渉の有無

契約手続きにおいては、プロポーザルの条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、事業契約の仮締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正及び提案内容の意味の確認を行うことがある。

ウ 事業契約の締結

県は、優先交渉権者と募集要項等に基づき事業契約に関する協議を行い、「別添資料７：事業契約書（案）」に基づき、令和８年（２０２６年）１月に仮契約を締結することを予定している。また、仮契約は県議会における議決を経て本契約としての効力を発生させる。県議会における議決は、令和８年（２０２６年）３月を予定している。

ＳＰＣは、仮契約締結までに設立することし、ＳＰＣと事業契約を締結するものとする。

エ 売買契約もしくは定期借地権設定契約の締結

県は、余剰地活用事業者とＰＦＩ事業者の提案内容に応じて、「別添資料８：売買契約書（案）」又は「別添資料９：定期借地権設定契約書（案）」に基づき、余剰地活用事業者と売買契約又は定期借地権設定契約を締結する。

オ 契約の締結にかかる諸費用の負担

基本協定、事業契約、売買契約又は定期借地権設定契約の締結にかかる諸費用（印刷、製本、収入印紙及び定期借地権設定契約を事業用として締結する場合の公正証書の作成にかかる費用を含むがこれらに限られない）はＰＦＩ事業者の負担とする。

4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県とPFI事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業の設計業務、建設業務、改修業務、工事監理業務、維持管理業務及び余剰地活用業務等の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び県とPFI事業者の責任分担は、「別添資料7：事業仮契約書（案）」、「別添資料8：売買契約書（案）」及び「別添資料9：定期借地権設定契約書（案）」における該当条項の規定内容に委ねるものとする。

(3) 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

県は、要求水準書で定めたサービス水準をPFI事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングの実施に伴い、県に直接発生する費用（人件費や交通費）は県の負担とし、実施に必要な説明、報告のための資料作成などの費用はPFI事業者の負担とする。また、PFI事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用については、PFI事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

モニタリング方法等の詳細については、要求水準書で提示する。

(4) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、PFI事業者の実施する業務が、県の要求水準及びPFI事業者の提案内容を満たしていないと判明した場合は、県はPFI事業者に業務内容の速やかな改善を求めると共に、業務の未達成の度合いに応じてサービス対価の減額等を行う。PFI事業者は県の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

また余剰地活用業務については、売買契約もしくは定期借地権設定契約に定める事由がPFI事業者に存する場合は、売買契約もしくは定期借地権設定契約に定める違約金を支払うこと。

(5) 事業期間中の事業者と県の関わり

本事業はPFI事業者の責において遂行される。また、県は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

原則として県は代表事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当事業者と直接、連絡調整を行う場合がある。

PFI事業者による資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、県は事業者に資金を提供する金融機関と協議することがある。

(6) 事業終了後の措置

PFI事業者は、事業期間終了時に、民間提案施設を除く施設を、県の定める要求水準及びPFI事業者の提案内容を満足する状態で、県に引き継ぐものとする。

5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業計画、基本協定、事業契約、売買契約及び定期借地権設定契約（これらを総称して「事業契約等」という。）の解釈について疑義が生じた場合、県とPFI事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合は、事業契約、売買契約及び定期借地権設定契約に規定する具体的措置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約等に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとる。

(1) 特定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

特定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める県の要求水準を下回る場合、又はその他事業契約書で定める特定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行もしくはその懸念が生じた場合は、県は、特定事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。特定事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、県は事業契約を解除することができる。

特定事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

(2) 県の責めに帰すべき事由により特定事業の継続が困難となった場合

県の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、特定事業者は契約を解除することができる。

契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により特定事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他県又は特定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、県と特定事業者は事業継続の可否について協議を行う。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、県及び特定事業者は、事業契約を解除することができる。

事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、事業契約書で規定する。

その他、事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

(4) 余剰地活用事業の継続が困難となった場合

余剰地活用事業の実施が困難となった場合には、売買契約書、定期借地権設定契約書の規定に従い措置をとることとする。

また、余剰地活用事業者が県と売買契約又は定期借地権設定契約を締結することが困難となった場合には、PFI事業者が責任をもってその代わりとなる余剰地活用事業者を確保すること。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

P F I 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

(3) その他の支援に関する事項

県はP F I 事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行う。
なお、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県はP F I 事業者と協議を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

県は、債務負担行為の設定に関して令和7年12月議会にて議決を得る予定であり、事業契約に関する議案を令和8年2月議会に提出する予定である。

(2) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 本事業に関する県の担当部署

熊本県総務部総務私学局財産経営課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL : 096-333-2088

E-mail : zaisankeiei@pref.kumamoto.lg.jp